

令和3年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が全企業に適用されます

兵庫労働局では、雇用環境・均等部に

同一労働同一賃金対応特別相談窓口 を開設しています！

開設期間：令和3年1月4日～令和3年3月31日

事業主や企業の担当者の方、
ぜひ、ご相談ください！



パートタイム・有期雇用労働法が適用されるとパート労働者、有期雇用労働者の待遇について不合理な相違を設けることが禁止されます。また、労働者から待遇の相違について説明を求められた場合、説明する義務があります。説明を求めたことを理由とした不利益取扱いは禁止されます。

全ての待遇について、同一労働同一賃金ガイドラインの趣旨に沿った対応が必要となります。まずは、企業で雇用されている人の雇用形態と、雇用形態ごとの待遇の状況について確認してみてください。

- ・「同一労働同一賃金」ってどういうこと？
- ・改正法適用までにどんな準備が必要？
- ・対応を手助けしてくれるツールってないの？

兵庫労働局 同一労働同一賃金対応特別相談窓口

受付時間 平日8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）
電話番号 TEL 078-367-0820
場所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー15F
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課内